提言書

地域で支える中学生の部活動の 体制構築を目指して

令和4年8月

聖籠中学校の部活動の在り方検討委員会

【提言】

地域で支える中学生の部活動の体制構築を目指して

中学校の部活動は、生徒が自主的、自発的に参加し、スポーツや文化及び科学等に親しむことにより、学校教育が目指す学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として行われてきた。しかし、「平成29年度新潟県運動部活動実態調査」から、指導する教職員の指導日数や時間、担当部活動の競技未経験による技術指導の問題、生徒の成長に合わせた活動時間などの課題が明らかになった¹。

また、運動部活動と同様の教育的意義が認められる文化部活動についても、同様の課題があり、対応についてもスポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の通知を踏まえ、運動部活動に準じた取扱いをするよう示されている²。

このような実態を受け、聖籠町でも適切な部活動の運営について、週2日以上を含め、年間100日以上の休養日の設定(うち、休業日に50日以上の休養日を設定)の通知を発出し、教職員にとっても生徒にとっても持続可能な部活動となるよう指導してきた³。

これまでの部活動については主に学校に委ねられ、教職員の大きな負担となっており、働き方改革を進めるうえで大きな課題の一つとなっている。平成31年1月の中央教育審議会答申において、部活動は学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務の一つとして位置付けられ、部活動の設置・運営は法令上の義務ではなく、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきとされている 4 。

このような中、国は部活動改革の第一歩として、希望する教職員が指導できる体制を確保しながら、休日に教職員が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築することを柱に休日の部活動の段階的な地域移行を図

¹ 平成30年5月「新潟県部活動の在り方に係る方針」新潟県教育委員会

² 平成30年12月「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」文化庁

³ 平成30年9月「聖籠町立学校における部活動の活動時間及び休養日の基準について (通知)」聖籠町教育委員会

⁴ 平成31年1月「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築の ための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」中央教育 審議会

るよう部活動改革のスケジュールを示している⁵。

当委員会では、上記のような状況を踏まえ、地域で中学生のスポーツ・ 文化活動を支えていく環境を段階的に整えていくために、次の取組を進 めることを提言する。

提言1 地域部活動6の創設

提言2 希望する教職員が指導できる体制の確立

提言3 地域での活動も含めた部活動ガイドラインの策定

提言4 地域と中学生の活動をつなぐ事務局の設置

おわりに、地域移行の達成時期については、「運動部活動の地域移行に 関する検討会議提言」⁷に基づき、令和5年度から3年間を運動部活動の 改革集中期間とし、令和7年度末までに全ての運動部活動を地域移行す ること、及び文化部活動についてはできる限り早期の実現を目指すこと を提言する。

ただし、令和7年度末時点で予定通りに進行しない場合は、地域のスポーツ・文化団体、保護者、学校といった関係者が連携して協議していくことが必要である。教育委員会には、こうした関係者をつなぐかけ橋としての役割と施策的な支援を期待する。

聖籠町の次の時代を担う中学生が、スポーツ・文化活動を享受し、健やかに成長することのできる環境がより充実することを願い、以上のように提言する。

⁵ 令和2年9月「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」文部科学省

⁶ 総合型地域スポーツクラブ、民間のスポーツクラブ、芸術文化団体等の団体が運営 主体となり、地域の活動として行われる部活動

⁷ 令和4年6月6日「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」〜少子化の中、 将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会の確 保に向けて〜

提言1 地域部活動の創設

1 現状

総合型地域スポーツクラブNP0法人スポネットせいろう(以下、スポネットせいろう)は、平成18年(2006年)2月に創設され、町全体のスポーツ・文化活動の振興を図ってきた。スポネットせいろう発足当初、中学生の部活動について地域スポーツの一環ととらえ、学校部活動に対しても積極的に指導者を派遣するという方針であった。しかし、当時、中学生の部活動について、教職員、地域指導者双方とも、学校の教育活動であるという意識が強く、一歩進んで学校から独立した地域部活動とするという体制自体の変更までには至らなかった。

令和4年度時点で、学校の教職員以外が聖籠中学校で部活動の指導に当たっている制度については、部活動指導員⁸(柔道部及び卓球部で各1名)、外部指導者⁹(野球部1名)の二つがある。地域部活動創設でも、このような制度で活躍した人材に積極的に依頼していく必要がある。

2 生徒及び保護者の意識

令和3年10月に聖籠中学校の全校生徒を対象として実施したアンケート¹⁰によると、休日の部活動を教職員以外の地域の指導者が指導する方式について、「生徒にとっても、教職員にとってもよい」と回答した生徒が39.5%と約4割の生徒が肯定的な評価をした。一方、「分からない」と回答した生徒は38.0%であった。この38.0%の生徒が「分からない」を選んだ主な理由は、学校部活動と地域部活動の両指導者の指導の違いの有無に関係するものであった。

同時に実施した全保護者を対象としたアンケートによると、休日の学校部活動の地域部活動への移行について、肯定的な評価をした保護者は68.7%と約7割であった。そして、肯定的な評価の理由は、教職員の負担軽減のため必要である(52.8%)、専門的な指導が受けられる

⁸ 学校教育法施行規則第78条の2「部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、 科学等に関する教育活動(中学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る 技術的な指導に従事する。平成31年3月「聖籠町中学校部活動指導員の任用等に ついて」より、単独での指導や大会引率ができるなど教職員と同様の役割を担うこ とができる。

⁹ 部活動指導員とは異なり、単独での指導や大会引率をすることはできない。

¹⁰ 令和3年10月5日~12日「学校部活動に係るアンケート」

[※]生徒 回答総数335名(全生徒数366名) 回収率 91.5%

[※]保護者 回答総数214世帯(全世帯数340名) 回収率 62.9%

(25.0%)が主な理由であった。一方、「分からない」と回答した保護者は、19.6%であった。そして、「分からない」と回答した理由は、地域部活動に移行した場合の保護者の負担(25.0%)が最も多かったが、他の理由も地域部活動に移行した場合の指導者や指導方法に関係するものであった。

3 取組案

- (1) 中学校の実態に応じ、令和5年度から休日等(土日祝日)の部活動について、以下のように段階的に地域部活動に移行する。
 - ・令和5年度…地域指導者による1種目程度
 - ・令和6年度…令和5年度に加え、教職員指導者(提言2参照)による1種目程度
 - ・令和7年度末…全運動部(可能な文化部)の地域移行 なお、生徒の様々なニーズに対応したり、指導者の負担軽減を図 ったりするために、基礎的なトレーニングが可能な部を新設する。
- (2) 令和5年度からの地域移行に伴い、地域部活動の体制整備をするとともに、指導者を確保するための人材バンクを作成する。なお、人材バンクの作成については、提言4にある事務局が担うこととする。

(3) 受益者負担の考え方

国の方針によると、地域移行後は学校の部活動ではなくなるため、 指導者への報酬や保険料等については、受益者負担となることを基本としている。この受益者負担についての基本的な考え方は地域部 活動が学校の教育活動の一環ではなく、社会スポーツであることから妥当である。ただし、令和5、6年度において、休日の活動が学校部活動と地域部活動が並行して実施されることから、休日の部活動の参加について、保護者の負担に格差が生じることになるので、 町の予算状況を踏まえ、可能な範囲で補助することが望ましい。

なお、「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」(前掲)に あるように、報酬や保険料等が、保護者にとって大きな負担となら ないよう、学校等の施設について低廉な額での利用を認めたり、国 等からの支援を積極的に活用したりする。また、経済的に困窮する 家庭については可能な限り支援し、だれでも地域部活動に親しむ機 会を確保していくことが必要である。

提言2 希望する教職員が指導できる体制の確立

1 現状

令和3年4月に聖籠中学校の教職員を対象に実施したアンケート調査結果¹¹によると部活動を担当することに肯定的な回答をしている教職員は約30%、否定的な回答をしている教職員は約70%であった。このことから、希望しない教職員に対して、休日等に部活動をしなくてもよいような環境整備を進めることが必要である一方、部活動担当を希望する約30%の教職員が部活動を継続して指導できる環境整備も同様に必要である。

2 取組案

地方公務員である教職員は服務を監督する教育委員会の許可を得た場合には、営利企業等に従事することが可能である¹²。休日の地域部活動に従事することを希望する教職員については、学校以外の主体である地域団体の業務に従事することとなるため、服務を監督する教育委員会による兼職兼業の許可が必要となり、許可を得た場合には、地域団体の業務に従事することが可能である。

ただし、教職員の心身の健康を確保するため、法に定める総労働時間を超えることが見込まれる場合は兼職兼業の許可を出さないことが適切である¹³。また、教職員が地域部活動として地域団体の業務に従事することを希望しないにもかかわらず、当該教職員にその業務を従事させることはあってはならない。

また、形式的に運営主体である地域団体が学校とは別に存在したとしても、その活動に係る教職員の業務が実質的に引き続き校長等の指揮監督下にあると判断されるような場合は、当該活動は学校部活動と一体的な活動として学校の業務の一部であるとみなされ、兼職兼業の対象ではなく、学校の本来業務の一部と整理されるべきである。

複数月平均80時間以内

¹¹ 令和3年4月「部活動担当に係るアンケート」回収総数教職員26人分(県費負担教職員26名)

¹² 地方公務員法第38条、教育公務員特例法第17条

^{13 「}令和3年2月『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立 学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について」(通知)文部科学省 当該教師の学校における労働事案と地域団体の業務に従事する時間を通算した時 間から労働基準法に規定される法定労働時間を差し引いた時間が単月100時間未満、

提言3 地域での活動も含めたガイドラインの策定

1 現状

学校部活動の活動方針、活動時間及び休養日の基準についてはすでに制定されている¹⁴が、学校部活動及び地域部活動を含めた包括的なガイドラインは制定されていない。

2 取組案

今後、学校部活動の地域部活動への移行に伴い、中学生のスポーツ・ 文化活動全体について、以下の点を主な内容とするガイドラインが必 要である。

- ・中学生の学校部活動と地域が運営する地域部活動の違い
- ・中学生のスポーツ・文化活動の活動時間及び休養日、遠征・合宿等 の規定
- ・教職員が地域部活動の指導者となる場合の留意事項
- 各活動の実施主体及び教育委員会、家庭等の責務と連携

提言4 地域と中学生の活動をつなぐ事務局の設置

1 現状

中学生のスポーツ・文化活動について、部活動は教育未来課、社会体育は社会教育課、スポーツ少年団等の各種スポーツ団体はスポネットせいろうが担当しており、全体を取りまとめる部署はない。

2 取組案

中学生のスポーツ・文化活動を支援する外部指導者等の人材確保や研修等の連絡・調整等の事務局をスポネットせいろうに設置する。スポネットせいろうは、スポーツ・文化団体、保護者、学校、教育委員会等の代表者による連絡協議会を年2回程度開催し、協働の取組を進める。

¹⁴ 平成30年9月「聖籠町立学校における部活動の活動時間及び休養日の基準について (通知)」聖籠町教育委員会(3 再掲)及び平成31年4月「聖籠町立聖籠中学校部 活動に係る活動方針」

資料1

聖子第569号 令和3年9月30日

聖籠中学校の部活動の在り方検討委員会委員長 様 聖籠町教育委員会教育長 近藤 朗

聖籠中学校の部活動の在り方について(諮問)

中学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、国や地域のスポーツ振興を大きく支えてきました。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育に関わる課題が複雑化・多様化するとともに学校だけでは解決することが難しい課題も増え、教員の負担は以前にもまして増大しており、教育課程外で実施している部活動については、「平成29年度新潟県運動部活動実態調査」により、部活動に係る教員の指導日数や時間の軽減、競技未経験による技術指導の困難さの解消、生徒の成長に合わせた活動時間の適正化などの課題が明らかにされました。

そのような中、平成30年3月にスポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示され、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び運動部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について(依頼)」が発出されました。

なお、運動部活動と同様の教育的意義が認められる文化部活動においても同様の課題があることから、対応についてはスポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、運動部活動に準じた取扱いをするよう示されているところです。

さらに、平成31年1月の中央教育審議会答申において、部活動は学校の業務だが、 必ずしも教師が担う必要のない業務の一つとして位置付けられ、部活動の設置・運 営は法令上の義務ではなく、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組に し、学校以外が担うことも積極的に進めるべきとされています。

このような経緯を踏まえ、町では、これまで一元的に学校に委ねられ、教員の大きな負担となっている部活動の状況を改善すべく、見直しを実施することとしています。

ついては、持続可能な部活動と教員の負担軽減の両方を実現できる部活動の在り方について、貴委員会に意見を求めたく、ここに諮問いたします。

資料 2

聖籠町教育委員会告示第1号

聖籠中学校の部活動の在り方検討委員会設置要綱を次のように定める。 令和3年6月29日

聖籠町教育委員会教育長 近藤 朗

聖籠中学校の部活動の在り方検討委員会の設置要綱(設置)

第1条 聖籠中学校の生徒が参加する部活動の在り方を検討するため、聖籠中学校の部活動の在り方検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。 (所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について研究し、及び協議する。
 - (1) 聖籠中学校の生徒が参加する部活動の在り方に関すること。
 - (2) 地域の幅広い協力による部活動指導体制の充実に関すること。
 - (3) 地域のスポーツ関係団体等との連携による持続的な部活動運営体制の確立に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、聖籠町教育委員会(以下「教育委員会」と いう。)が委嘱する。
 - (1) 部活動等に識見を有する者
 - (2) 地域のスポーツ関係者
 - (3) 聖籠中学校の生徒の保護者
 - (4) 聖籠中学校の教職員
 - (5) その他教育委員会が必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任 期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がそ の議長となる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、 意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会教育未来課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

- この告示は、令和3年8月1日から施行する。
- この告示は、令和4年4月1日から施行する。

資料3

聖籠中学校の部活動の在り方検討委員会委員名簿

任期:令和3年8月1日~令和5年7月31日

	分野	所属団体等		氏 名	備考
1	(1)部活動等に見識を有する者	新潟医療福祉大学	教授	杉崎 弘周	
2	(2)地域のスポーツ関係者	スポネットせいろう	事務局次長	伊保橋 良	
3		聖籠中学校	部活動指	三田村利信	柔道
4			導員	宮澤 大輔	卓球
5	(3)保護者	聖籠中PTA	会長	小林 勝弘	
6	(4)中学校の教職員	聖籠中学校	校長	丸田 磨里	
7			部活動主任	津野 雅之	

資料 4 聖籠中学校の部活動の在り方検討委員会 検討経過の概要

委員会	検討経過の概要	
第1回委員会 令和3年 9月30日(木)	○検討委員会設置の趣旨説明○現状についての情報交換○「保護者対象」、「生徒対象」アンケート案の検討	
第2回委員会 令和4年 1月17日(月)	○第1回委員会の審議内容の確認○「保護者対象」、「生徒対象」アンケート結果の検討○令和4年度の地域移行について○提言案の検討①	
第3回委員会 令和4年 5月20日(金)	○第2回委員会の審議内容の確認○提言案の検討②○聖籠町部活動ガイドライン案の検討①	
第4回委員会 令和4年 7月4日(月)	○第3回委員会の審議内容の確認○提言案検討③(最終)○聖籠町部活動ガイドライン案検討②	
第5回委員会 令和4年 8月23日(火)	和 4 年 ○聖籠町中部活動ガイドライン案検討③ (最終)	